

特定非営利活動法人 ezorock 活動会員規約

この活動会員規約(以下「本規約」という)は、特定非営利活動法人 ezorock(以下「当法人」という)と、当法人の活動会員との関係に適用される。入会申込した時点で、本規約を承認したこととなる。

第1章 総則

(活動会員規約の適用)

第1条 本規約は、当法人が実施する事業等への参加を希望する個人との間で、本規約で定めるところにより、当法人へ入会するための規約を締結し、利用者は、入会期間中、事業等へ参加できるものとする。なお、本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとする。

(活動会員規約の変更・追加)

第2条 当法人は、必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更し、又は追加が必要と判断される事項を順次追加することがある。

第2章 活動会員

(種別)

第3条 当法人の活動会員は、次の4種とする。

- (1) 活動会員(10代) 当法人の目的に賛同し、活動に参加する入会申込時年齢が満19歳以下の者
- (2) 活動会員(20代) 当法人の目的に賛同し、活動に参加する入会申込時年齢が満20歳～29歳の者
- (3) 活動会員(30代) 当法人の目的に賛同し、活動に参加する入会申込時年齢が満30歳～39歳の者
- (4) 活動会員(40代～) 当法人の目的に賛同し、活動を応援する入会申込時年齢が満40歳以上の者

(入会)

第4条 当法人の活動会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面及び電磁的方法を持って本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第5条 活動会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(活動会員資格有効期間)

第6条 活動会員資格有効期間は当法人が入会申込を受け付け、理事会において別に定める年会費の入金の払込を確認した日から翌年の3月31日までとする。

(活動会員資格の喪失)

第7条 活動会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 活動会員資格有効期間に達したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第8条 活動会員は、退会届を代表理事に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 活動会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、その活動会員を除名することができる。この場合、その活動会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品(会費等)の不返還)

第10条 活動会員が既に納入した入会金、年会費その他の拠出金品は、返還しない。

(活動会員の氏名及び名称等の変更)

第11条 活動会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当法人に通知しなければならない。

2 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの活動会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当法人はその責を負わないものとする。

第3章 事業等

(事業等)

第12条 当法人は以下の事業を実施し、活動会員は参加を希望する事業に参加できるものとする。

- (1) ボランティアマッチングに関する事業
- (2) プロジェクトコーディネートに関する事業
- (3) 人材育成に関する事業
- (4) 青年層による自発的な取り組みを支援する事業
- (5) その他、当団体の目的を達成するために必要な事業

第4章 禁止行為

(禁止行為)

第13条 活動会員は、次の各号における行為をしてはならない。

- (1) 活動会員は、本規約第3条に定める会員権利を第三者に譲渡もしくは使用させてはならない
- (2) 活動会員は、当法人の許可なく、当法人の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない
- (3) 活動会員は、公序良俗に反する行為をしてはならない(反社会的勢力との関係示唆、もしくは民族・人種・性別・年齢等による差別につながる表現の掲載を含む)
- (4) 犯罪行為に結びつく行為をしてはならない
- (5) 活動会員は、当法人と関係のない団体、サービス、活動等への勧誘を目的とする行為をしてはならない(宗教活動を目的とするものを含む)
- (6) 活動会員は、選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為、及び公職選挙法に抵触する行為をしてはならない
- (7) 活動会員は、活動会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等)の取扱いには十分注意し、第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。
- (8) その他、当法人が不相当と判断する行為

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第14条 活動会員が、定款及び本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。

(活動会員間の紛争)

第15条 活動会員間相互に生じた紛争において、活動会員は自己費用と責任において解決するものとし、当法人には一切の責を負わない。

第6章 残存条項

(残存条項)

第16条 退会した場合又は活動会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第13条、第14条、第15条および本条の規定は有効に存続するものとする。

(附則)

1 本規約は2022年1月1日より適用とする。